

水道法水質目標管理設定項目の農薬類改正案に対する パブリックコメントの結果を受けて



2022年3月16日に厚生労働省で開催された2021年度第2回水質基準逐次改正検討会における資料が公開されました。

この資料の中で対象農薬リスト掲載農薬類に係る下記(1)～(3)の改正案について、2022年8月18日から9月17日の期間で実施されたパブリックコメントの結果が公表されました。

パブリックコメント数は、14,800件ありました。目標値等の改正案の方針に変更が必要となる意見は見られなかったため、(4)、(5)の改正事項と併せて、2022年4月1日から適用されます。

- (1) ホスチアゼートの目標値を 0.003mg/L から 0.005mg/L に変更する
- (2) 要検討農薬類であるイプフェンカルバゾンを対象農薬リスト掲載農薬類へ分類を変更し、目標値を 0.002mg/L とする(目標値に変更なし)
- (3) メチダチオンについて、新たにオキソン体も検査の対象とし、原体の濃度に、オキソン体を原体の濃度に換算したものを合算してメチダチオンの濃度とする
- (4) 要検討農薬類であるクロロピクリンの目標値 0.003mg/L を新規に設定する
- (5) その他農薬類であるウニコナゾールPの目標値を 0.04mg/L から 0.05mg/L に変更

当社は水道法第20条に基づく厚生労働大臣登録の水質検査機関及び水道GLP並びにISO/IEC17025認定試験所として、長年の水質検査の実績があります。お気軽に、お問合せ下さい。

資料 [2022年3月16日付 厚生労働省 令和3年度第2回水質基準逐次改正検討会資料](#)

有機分析箇所 長谷川知草

